

相続税の申告、終活プランなら 谷税理士法人にお任せください

相続TANIナビは素早い対応、丁寧な相談、豊かな知識、万全な体制でお迎えます

Time is money
時間や費用などの
コストを軽減致します

A安心と実績豊富な
様々な専門家が対応

Next
将来を考えた
相続のご提案

Iいつでもあなたを
お待ちしております

丁寧な
相談

素早い
対応

豊かな
知識

正社員 募集中!! 急募

詳しくはホームページの「採用情報」をご覧くださいか、
お電話ください!!

HP <https://www.tax-plan.jp> TEL 0120-927-578

ワンストップサービス

各分野の専門家と連携をとり、
全ての業務を一つの窓口で対応致します

お電話一本で時間外対応

ご相談は、平日の夜・土日にも対応しております
(要予約)

遺産分割相談

遺産分割がまだ決まっていない方
のご相談もお任せください

相続対策

- 相続税がどれくらいかかるか知りたい
 - 遺言書を作ったほうがいいのか知りたい
 - 養子縁組の相続税への影響が知りたい
 - 小規模宅地の特例の適用を受けられるか知りたい
 - 農地の納税猶予を受けたらどうなるか知りたい
- など様々な相続対策についてのご相談も受付中です。

相続手続

- 戸籍を集めるのが大変なので任せたい
- 遺産がどこにあるかを調査してほしい
- 遺産分割協議書を作りたい
- 遺産の名義変更をお願いしたい
- 何から手をつけていいのか分からない

相続税申告

- 相続税の申告をお願いしたい
- 非上場株式の評価をしてほしい
- 不動産の評価をしてほしい
- 納税資金の準備を手伝ってほしい

あなたの想いに応えるご提案をさせていただきます。

無料個別相談受付中
☎ 0120-927-578

要予約

または→075-921-3754 担当(はやしだ・たに)

受付 9:00~17:00 ※予約の時間は平日夜土日も対応可能です。

当日は税理士の谷明憲が相談に応じます。お手数ですがお早めにご連絡下さい。



私たちにすべてお任せください

TANI
他にないサービスのご提案

相続 TANI ナビ

↓ホームページも是非御覧下さい↓

検索 相続 TANIナビ

<https://souzoku.tax-plan.jp>



TANI Tax accounting

谷税理士法人 / 有タックス・プランニング

京都府向日市上植野町切ノ口20-5

✉ tanizeirishi@tax-plan.sakura.ne.jp



阪急西向日駅
西口より徒歩7分
阪急ガードの近くに
当社がございます。
駐車スペースもあります。

相続のお悩み、各専門家がご相談に応じます。

相続に関わる税務・保険・遺産分割等、安心してお任せください。



⚠ 相続税と贈与税の制度が変わりました! ⚠ - 相続税対策の見直しが必要な場合があります -

令和5年度の税制改正により令和6年1月1日以降に行う贈与から、新しい改正法が適用されます。

ポイント①

これまで、**相続開始前3年以内**にされた贈与については、贈与がなかったものとして相続財産に含めることとされてきました(贈与の持ち戻し)。しかし、令和5年度の税制改正により、この持ち戻しの対象となる贈与の期間が、**7年以内**に延長されることになりました。

ポイント②

これまで、全額持ち戻しの対象となっていた相続時精算課税制度に**年110万円の基礎控除**が新たに設けられることになりました。これまで2500万円までが贈与税・相続税がかからないとされていましたが、それに加えて年間110万円までの贈与については、贈与税・相続税がかからないこととなり、**非課税の範囲が拡大**されました。

従来は、毎年贈与をするという「**暦年贈与**」の方が有利な場合が多かったですが、改正後は、「**相続時精算課税**」を利用した方が有利になるという場合が出てくることとなります。贈与される方のご年齢や、贈与される金額によって有利不利が変わってくるようになりますので、当事務所での無料相談などもご利用いただき、お早めにご相談ください。相続税対策として、贈与を行う他に、これまでどおり生命保険の非課税枠を利用することもできますし、当事務所でも生命保険のご提案が可能です。

総合的な相続対策を 以上のような方法を組み合わせながら、効果的で納税がしやすくなる相続対策をしていくことが重要です。当事務所ではそれぞれのご家庭にあった相続税対策を、一緒になって考えていきます。税金のことだけでなく、遺言書の作成・家族信託・任意後見など、相続に関するすべての対策を、様々な専門家と協力して進めていきますので、お早めに当事務所までご相談ください!

相続に関する無料相談会実施中! まずはお気軽にご相談ください **0120-927-578**

様々な専門家がありますが、聞きにくいことは全て私たちが代わりに承ります **相続 TANI ナビ** 谷税理士法人/有限会社タックス・プランニング 【受付】9:00~17:00 / 【相談】9:00~18:00

大切な家族のために 遺言を残しておきませんか?

~遺言があれば、残された家族の負担が大幅に軽減されます~

遺言を残しておくメリット

① 相続人の手続きが大幅に楽になります

例えば、資産の一覧を遺言書に記載しておくことで「**財産調査**」が不要になります。また、相続人同士の「**遺産分割協議**」及びそれに伴う「**遺産分割協議書の作成**」が不要になります。

② 遺産の分け方をめぐるトラブルを防ぐことができる

仮に親族同士の仲が良かったとしても、相続財産の分け方を巡ってトラブルになることは珍しくありません。特に、家族と一緒に住んでいる不動産など、**分けることが難しい財産がある場合は注意**が必要です。

空き家を譲渡された場合には 早めにご相談ください!!

空き家を譲渡した場合には、3000万円の特別控除を利用できる場合があります。空き家の譲渡の特別控除を利用するためには、市町村で「**被相続人居住用家屋等確認書**」が必要となります。しかし、「**被相続人居住用家屋等確認書**」を取得するためには、多くの添付書類が必要になるうえ、一度役所に行って内容の聞き取りも必要となります。確定申告時期に税理士事務所に相談に行っても間に合わないことがありますので、空き家譲渡の特別控除を利用しようと考えられている場合には、**売却する前**にご相談ください。

